

「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」の改正内容

2021年4月1日の法改正に伴い、「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」の内容が一部改正となりましたので、お知らせいたします。

改正前	改正後
<p>第1条 特約の適用範囲</p> <p>(2) ④ 預金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から<u>2021年3月31日</u>までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p> <p>第11条 贈与者が死亡した場合の届出等</p> <p>(1) 第1条第2項第4号による預入れから教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、預金者が当該贈与者からその死亡日前3年以内に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡日における管理残額（非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した金銭）を、当該預金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において、以下のいずれかに該当する場合は適用しません。</p> <p>①当該預金者が23歳未満である場合 ②当該預金者が学校等に在学している場合 ③当該預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 ④<u>2019年3月31日以前に信託等により取得した金銭</u></p> <p>(4) 当行は、当該贈与者が死亡した日における非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち</p>	<p>第1条 特約の適用範囲</p> <p>(2) ④ 預金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から<u>2023年3月31日</u>までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p> <p>第11条 贈与者が死亡した場合の届出等</p> <p>(1) 第1条第2項第4号による預入れから教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、預金者が当該贈与者から<u>2019年4月1日から2021年3月31日</u>までの間でその死亡日前3年以内に取得した金銭および<u>2021年4月1日以後に取得した金銭</u>について教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡日における管理残額（非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者から<u>2019年4月1日から2021年3月31日</u>までの間でその死亡前3年以内に信託等により取得した金銭および<u>2021年4月1日以後に信託等により取得した金銭</u>）を、当該預金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において、以下のいずれかに該当する場合は適用しません。</p> <p>①当該預金者が23歳未満である場合 ②当該預金者が学校等に在学している場合 ③当該預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 (削除)</p> <p>(4) 当行は、当該贈与者が死亡した日における非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち</p>

<p>ち、贈与者からその死亡前3年以内に取得した金額および当該贈与者が死亡した日を記録します。預金者が当該金額を知りたい場合には、当店に問い合わせるものとします。</p>	<p>ち、贈与者から<u>2019年4月1日から2021年3月31日までの間でその死亡前3年以内に信託等により取得した金額および2021年4月1日以後に信託等により取得した金額</u>、および当該贈与者が死亡した日を記録します。預金者が当該金額を知りたい場合には、当店に問い合わせるものとします。</p>
---	--

※「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」の一部改正後の全文は、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。